

令和6年度第2回福島県建築審査会 議事録

日時：令和7年3月18日（火）

13：30～15：00

場所：本庁 4階 土木総務課分室

出席者等

○福島県建築審査会委員

会長 森山 修治

委員 垣見 隆禎

委員 酒井 美代子

委員 小倉 紀夫

委員 本田 哲夫

委員 村上 早紀子（欠席）

○事務局

土木部建築指導課	課長	村上 金彦
	主幹兼副課長	加藤 敏史
	専門建築技師	滑川 雅樹
	主任建築技師	慶徳 直人

○傍聴者 2名

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 議 事

議題1 建築基準法第3条第1項第4号の規定に基づく認定について

議題2 建築基準法第48条第5項ただし書きの規定に基づく許可に向けた取組について（説明事項）

4 閉 会

令和6年度 第2回 福島県建築審査会 議事録

発言者	内容
事務局	福島県建築審査会条例第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、森山会長、よろしくお願いします。
議長 (森山会長)	議長を務めます、森山でございます。 円滑な議事の進行につきまして、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。
議長	議題1に入ります前に、福島県建築審査会条例第4条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしておりますことを確認いたしました。 また、福島県建築審査会運営規定第4条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。
各委員	《異議なしの声》
議長	異議が無いようですので、垣見委員と本田委員を指名します。どうぞよろしくお願いします。
議長	それでは、議題1『建築基準法第3条第1項4号の規定に基づく認定について』事務局より説明をお願いします。
事務局	《議題1について説明》
議長	ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。
酒井委員	現況としては、基礎のみが残っているのか。
事務局	地中に基礎が残るのみで、地上には何もありません。
酒井委員	復元イメージ図では建築物の他に塀もあるが、実際の復元はどうか。
事務局	建築物と併せて、南面の塀も復元します。
酒井委員	構造について、継ぎ手の話があったが、基礎と柱の接合部はどうなるか。

事務局	G I R工法により、金物で補強します。
酒井委員	防災対策について、最寄りの消防署までの距離はどのくらいあるか。
事務局	約 1 km 離れたところに消防屯所があります。
酒井委員	夜間に火災が発生した際の対応はどうするのか。
事務局	自動火災報知設備により警備会社へ自動通報され、警備員が現地確認や消防署への通報を行います。
酒井委員	消火器の設置はわかったが、消火栓の設置について説明を求める。
事務局	対応範囲 40mの屋外消火栓を自主設置し、その範囲内に復元建築物がすべて含まれる配置計画としています。
垣見委員	認定の申請者は南相馬市長か。
事務局	申請者は南相馬市長です。
垣見委員	認定申請に至った経緯、背景について教えてほしい。
事務局 (南相馬市)	この史跡は、奈良時代から平安時代にかけて、今の南相馬市と同じ範囲を治めた役所の跡で、南相馬市の始まりを示す遺跡として国に指定されています。 その歴史的な価値を広く享受するために、史跡公園として整備する計画を南相馬市で進めています。 史跡とは、建築物の基礎部分が地中に残存したもので、発掘調査が終わった後は埋め戻して、元の状態で保存することになります。 そうすると、外観ではただの広場と見分けがつかないことから、地中にある史跡の潜在的価値を顕在化させる手段として、今回は建築物の復元という手段を選択しています。
垣見委員	この史跡はどういう経緯で発見されたのか。
事務局 (南相馬市)	もともと、この一帯は古いお寺があったという伝承があり、県の文化財として指定されていました。 水田の再編整備事業の際、発掘調査を行ったところ、郡役所の遺構が広

	範囲で次々と発見され、史跡として国に指定されました。
本田委員	遺跡の発見、国の史跡指定はいつの出来事か。
事務局 (南相馬市)	遺跡が発見されたのは、平成 6 ～ 1 5 年にかけてで、復元しようとしている建築物の遺構は平成 1 2 年に発見されています。 また、史跡として国に指定されたのは平成 2 2 年です。
酒井委員	復元建築物の仕様について、柱の太さはどのくらいか。
事務局	直径 3 0 c m です。
酒井委員	建築物の北側は壁はあるか。 南東西側の壁の仕上げはどのような仕様か。
事務局	北側は壁がありません。 南東西側の壁は構造用のパネルの上に土壁に見える材料で仕上げます。
本田委員	説明資料では復元する建築物の概要がなく、対象の建築物が特定されていない。 登記情報に載っているような、面積や構造の提示がなければ、対象の建築物が特定できないので、審査することができない。
酒井委員	構造の検討について、結果のみではなく、計算過程の提示を求めたい。
議長	本日の説明では採決を取ることができないため、事務局へ追加資料の提示を求めます。
事務局	本日の意見を反映した資料を作成し、あらためて説明します。
小倉委員	この議題は、法の適用を除外することなので、その妥当性が客観的に判断できる数字等の資料が示されればよいと考えてよいか。
議長	そのとおりです。
議長	それでは、議題 1 は再審査ということで、次の議題に移ります。

議長	それでは、議題２『建築基準法第４８条第５項ただし書きの規定に基づく許可に向けた取組について』事務局より説明をお願いします。
事務局	《議題２を説明》
議長	ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。 なお、本日の趣旨は、今後許可するにあたって、その基準の検討状況を報告し、それに対して意見を求めるということによろしいか。
事務局	許可するにあたっての基準を提示しているので、検討が足りない点、気になる点を御指摘いただき、再検討したいと考えています。
議長	許可基準は本日の説明ですべてか。 数値的なものがないと判断が難しい。 例えば、安全性について、防火壁の設置を免除することについて、離隔距離を確保するとしているが、離隔距離を考えるには、どんな爆発が想定されるから何メートル離すというものが一緒にないと、具体性に欠ける。 騒音についても、第１種住居地域の規制値がいくつで、それを守るのか。 一般人の立入は防止するのか。敷地境界にフェンス等を設置して立入できないようにする等は不要か。
事務局	許可基準は本日説明したものが、これまで検討してきたすべてです。 いただいたご意見については、今後再検討します。
酒井委員	国家戦略特区の取組について、浪江町の目的は何か。 なぜ、駅前のこの場所に水素ステーションを作るのか。 従来からある水素スタンドとこの計画のエネルギーセンターの違いは何か。 貯蔵する水素は、誰が、どのように使うのか。 敷地内にどんなものがあって、どのように運営するのか、配置計画と絡めて説明が欲しい。
事務局	水素スタンドとエネルギーセンターの違いについて、水素スタンドはガソリンスタンドの水素版で水素自動車に水素を供給する施設、エネルギーセンターは水素を燃料電池に供給し、発電した電気を周辺施設へ供給する拠点施設です。
議長	地域冷暖房と同じような発想で、水素をエネルギー源として、電力と温

	熱を周辺施設に供給する施設と考えて良いと思います。
本田委員	エネルギーセンターの発電量はどの程度か。一般家庭何戸分か。 燃料電池による発電で熱が発生するというが、地域に供給できるほどの量なのか。 防火壁の免除について、そもそも、なぜ、どういう基準で必要とされているのかがわからないと、緩和可能かが判断できない。
議長	燃料電池にもいろいろな種類があるので、仕様の提示が必要です。
議長	本日は、実際に許可申請があった場合に問題とならないよう、疑問に思うことを可能な限り挙げていくことに意義があります。
垣見委員	許可にあたり、技術的助言がない、福島県として許可基準を設けるということは大変な作業なので、データとか根拠が示されないと判断が難しい。
議長	許可基準の作成は建築審査会の役割ではなく、別途検討されたものを提示してもらい、それに基づいて判断することになる。 本日は、事務局側で検討中のものを途中経過として報告し、それに対して、審査会として意見を言う場と考えている。
垣見委員	技術的助言とは、地方自治法第 245 条の 4 に定めるものという認識で良いか。 ということは、自治事務か。
事務局	そのとおりです。
議長	基準はこの事例のためのものか。
事務局	特区事業は浪江町と福島県の共同提案であることから、福島県としては、県内で広く展開することを見据えて、一般化した基準を定めたいと考えております。
議長	許可にあたっては、公聴会の開催が必要となるが、住民の理解を得るのがかなり難しい案件と感じる。公聴会の対象は近隣住民か。
事務局	そのとおりです。

議長	一般化を目指す基準の話と浪江町の個別具体的な事例の話が混同してしまうのでわかりにくい。 浪江町の事例について、この施設を整備するメリット、この施設に期待すること等を許可申請への添付を求めたい。 例えば、発電量がどのくらいで、それを享受するのがどのくらいの規模、範囲で、地域から望まれているのか等。 一般化する基準については、求められている背景を示したうえで、緩和するのであれば、それに対応した対策をとるという説明が必要。
小倉委員	防火壁の緩和について、対策の一つに消火設備の設置とあるが、リスクとして懸念されるのは爆発ではないか。爆発への対策として消火設備は、本当に対策になるのか。想定するリスクと対策が釣り合っているか。
議長	議題2については、本日出た以外に意見があれば、3月中に事務局へ連絡することとして、議事を終了したい。
事務局	いただいたご意見を基に、再検討します。
議長	以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。 議事進行を事務局にお返しします。 皆さん、御協力ありがとうございました。

(記録者 福島県建築審査会事務局 慶徳)